

令和4年(ワ)第31814号 懲罰取消等請求事件

原告 八木橋健太郎

被告 国

答 弁 書

令和5年4月14日

東京地方裁判所民事第3部A1イc係 御中

被告指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部(送達場所は別紙のとおり)


上 席 訟 務 官 原 康 展 


法 務 事 務 官 中 山 祥 兵 

〒330-9723 さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館13階

東京矯正管区成人矯正第一課

法 務 事 務 官 古 瀧 孝 明 

法 務 事 務 官 五十嵐 雅 子 

法 務 事 務 官 内 城 良 衣 

東京矯正管区管区監査官室付

法 務 事 務 官 川 合 由 佳 理 

法 務 事 務 官 柴 田 和 宏 

〒329-1493 栃木県さくら市喜連川5547番地

喜連川社会復帰促進センター処遇部処遇部門

法 務 事 務 官 難 波 祥 平 

法 務 事 務 官 関 俊 吾 

法 務 事 務 官 田 代 伸 一 

第 1	請求の趣旨に対する答弁	4
第 2	請求の原因に係る認否	4
第 3	事案の概要等	12
1	請求原因に係る事案の概要	12
2	原告の収容の経緯	12
3	金属アレルギーについて	12
第 4	被告の主張	13
1	国賠法上の「違法」の意義	13
2	関係法令等の規定	14
(1)	保健衛生及び医療について	14
(2)	刑事施設の規律及び秩序の維持について	15
(3)	制止等の措置について	17
(4)	懲罰について	17
(5)	反則行為の調査について	19
(6)	刑事収容施設法における「審査の申請」制度の概要について	21
(7)	優遇措置について（刑事収容施設法 8 9 条）	23
3	事実経過	25
(1)	本件措置及び本件懲罰に係る事実経過	25
(2)	本件裁決に係る事実経過	32
(3)	長野刑務所での処遇に係る事実経過	32
4	本件各行為に国賠法上の違法はないこと	34
(1)	本件措置について	34
(2)	本件懲罰について	39
(3)	本件裁決について	42
第 5	結語	45

被告は、本答弁書において、原告の令和4年11月4日付け訴状（東京地裁令和4年（行ウ）第504号）記載の請求の趣旨のうち、令和4年（ワ）第31814号として立件された範囲（請求の趣旨第3項に係る請求）について、以下のとおり答弁（後記第1）と認否（後記第2。ただし令和5年1月25日付け訴状訂正申立書による訂正後のもの及び請求の趣旨3について原告が令和5年2月20日付け準備書面（01）（以下「原告準備書面(1)」という。）で追加した「請求の趣旨3に関する違法の主張」に対するもの）を行うとともに、訴状及び原告準備書面(1)における原告の主張に対し必要と認める範囲で反論する（後記第3ないし第5）。

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する
- 2 訴訟費用は原告の負担とする
- 3 仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) 執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とすることを求める。

第2 請求の原因に係る認否

- 1 「第2の1(1) 原告について」について
認める。
- 2 「第2の1(2) 有形の行使及び懲罰執行の経緯」について
 - (1) 「ア」について

第1文は否認する。原告は、後記第4の3で述べるとおり、少なくとも喜連川社会復帰促進センター（以下「本件センター」という。）に収容されている間、本件センター医師により金属アレルギーであると確定的に診断されていたものではない。

第2文以下は不知。

(2) 「イ」について

ア 第1文及び第2文（「刑が執行」から「医師の診察を求めた。」まで）

原告が、本件センター入所以降、本件センターが貸与した金属製の電池式かみそりでひげを剃っていたこと、及び原告が令和3年8月10日の医務回診において、ひげを剃ると赤くなり口唇周囲が腫脹するなどとして医師の診察を求めたことは認め、その余は不知。

イ 第3文（「同年9月13日」から「ことを伝えた。」まで）

認める。

ウ 第4文及び第5文（「これに対し医師は」から「指示した。」まで）

本件センター内科医師が、令和3年9月13日、原告に対しロコイド軟膏を処方し、経過観察としたことは認め、その余は否認する。

同医師は、原告を金属アレルギー又はその疑いがあると診断していない。

エ 第6文（「その後」から「再度診察を求めた。」まで）

原告が、令和3年11月22日、再度診察を求めたことは認め、その余は不知。

オ 第7文及び第8文（「同年11月25日に」から「指示した。」まで）

本件センター皮膚科医師が、令和3年11月25日、原告を診察したこと、その際、原告が同医師に対し現在の症状を述べたところ、同医師が本件センターでは金属アレルギーのパッチテストができないと述べたことは認め、その余は否認する。

後記第4の3(1)及び同4(1)イ(ア)のとおり、上記診察の際、本件センター皮膚科医師は、原告が金属アレルギーである旨述べた事実や、原告が主張する所見等を述べた事実はない。

(3) 「ウ」について

ア 第1文及び第2文（「医師からの」から「と指示した。」まで）

「医師からの指示があった」との部分は否認し、その余の点は、令和3年12月6日の診察において、原告が本件センター医務課職員に対し、トリマーの貸与を求めたため、同職員が原告に対し処遇部門職員に報告する旨述べるとともに、原告自身が願箋に記載してトリマーの貸与を申し出るよう指導したことを述べるものとして認める。

イ 第3文（「原告は」から「を求めた。」まで）

原告が、令和3年12月7日、「特別貸与願」と題する願箋を提出し、「理髪の際に貸し出している合成樹脂製アタッチメントの装着可能なトリマーの貸与」を願い出たことと解した上で認める。

ウ 第4文（「これに対し」から「告知した。」まで）

おおむね認める。

ただし、原告に対する告知内容は、「令和3年12月7日付け出願の「特別貸与願」については、願意取り計らわない。」が正しい。

エ 第5文及び第6文（「原告は」から「通知した。」まで）

原告が令和3年12月16日に提出した「教示願」と題する願箋に、原告が摘示する内容が記載されていたことは認める。

オ 第7文（「そうすると」から「告知した。」）

おおむね認める。

ただし、本件センター職員が原告の写真を撮影した時間は令和3年12月17日午前10時30分が正しく、また、原告に対する告知内容のうち「症状が出たら」との記載部分は、「肌荒れなどが生じたら」が正しい。

カ 第8文（「しかしながら」から「変更された。」まで）

「医師の指示があるということを理由に」との部分は否認する。その余は、原告の調髪実施時に樹脂製アタッチメントを装着して全箇所調髪を実施したとの趣旨において認める。

なお、令和4年2月以降、本件センターの運用変更により、調髪実施時

に樹脂製アタッチメントを装着することとなったが、これは、全受刑者を対象にしたものであって、原告のみを対象としたものではない。

(4) 「エ」について

ア 第1文（「原告は」から「求めた。」まで）

おおむね認める。

ただし、この際、原告が継続処方を求めたのはロコイド軟膏のみならず、ユベラ軟膏も含んでいた。

なお、令和4年1月20日の診察は、原告が申し出た手のしもやけに対するものであり、金属アレルギーに係る診察を実施したものではない。

イ 第2文（「これに対して」から「訊ねた。」まで）

しもやけの症状に関する問診が行われたことを前提として、認める。

ウ 第3文（「原告は」から「答えた。」まで）

認める。

エ 第4文（「そうすると」から「妨害した。」まで）

「妨害した。」との記載は否認し、その余はおおむね認める。

原告は、この診察の際、（申し出ていた）しもやけとは無関係な内容を述べたため、診察に立ち会っていた本件センター医務課医務係長が、原告に対し、しもやけとは無関係な内容であるので、しもやけ以外の話はしないよう指導したものである。

オ 第5文（「原告は」から「拒否した。」まで）

原告が本件センター医務課医務係長の上記指導に従わず、「診察の途中です。」「先生と話している途中です。」などと述べて、診察室から退室しなかった旨を主張する趣旨と解した上で、認める。

カ 第6文（「そして」から「退室した。」まで）

(7) 「そして」から「確認したため、」まで

本件センター医務課医務係長から「執拗な妨害」を受けたとの点は否

認し、その余は、同係長が、原告が上記指導に従わなかったため、本件センター処遇本部に応援を求めたことを主張する趣旨と解した上で、おおむね認める。

ただし、同本部への応援を求めた職員は、同係長ではなく、同係長とともに原告の診察を立会していた、第4区を担当していた統括矯正処遇官（以下「第4区長」という。）である。

(イ) 「これ以上」から「退室した。」まで

原告が自ら退室した限りで認め、その余は原告の内心のため不知。

なお、原告が退室したのは、医師が診察終了を伝えたからである。

キ 第7文及び第8文（「原告は」から「告知した。」まで）

おおむね認める。

なお、令和4年1月31日付けの原告の苦情の申出に係る回答内容は、「本件苦情の申出について、事実関係を調査したところ、医務診察時に係る措置に違法又は不当な点は認められないことから不採択とする。」が正しい。

(5) 「オ」について

令和4年2月10日の原告の診察時、複数の本件センター職員がこれに立ち会ったこと及びその際原告が電池式かみそりを使用した際の症状等を述べたことは認め、その余は否認する。

この診察の際の具体的事実関係等は、後記第4の3(1)スのとおりである。

(6) 「カ」について

原告が下唇下部及び両頬の一部に限ってひげを処理していたことについては認め、その余は不知。

(7) 「キ」について

ア 第1文（「2022年3月14日」から「処遇を受けた。」まで）

樹脂製アタッチメントを装着した上で調髪を実施した旨を主張する趣旨

と解した上で、認める。

イ 第2文（「理髪の後」から「指示した。」まで）

認める。

ウ 第3文（「これに対し」から「拒否した。」まで）

原告がひげを剃らなかったとの限度で認める。

エ 第4文ないし第7文（「そうすると」から「指示した。」まで）

認める。

オ 第8文（「そして」から「及んだ。」まで）

2名の職員が、原告の左右の腕をそれぞれつかむなどして制止する有形力を行使したとの限度において認める。

カ 第9文（「原告は」から「締め上げられた。」まで）

原告が「終始完全に無抵抗」であったとする部分及び「締め上げられた。」とする部分は否認ないし争い、その余は原告の内心のため不知。

キ 第10文（「そのため」から「（以下「本件有形力行使」という。）」まで）

原告が「右腕が痛いことを訴え」たとする部分は、原告が右腕を制止していた職員に対し「強いです。」などと述べたことを主張する趣旨と解した上で認め、その余は否認ないし争う。

ク 第11文及び第12文（「ひげが剃り終わると」から「告知した。」まで）

認める。

(8) 「ク」について

令和4年3月14日、原告を反抗の反則行為の疑いにより調査に付し、同月23日に原告の取調べに係る供述調書を作成したという限度で認める。

なお、反則容疑は当初から反抗であり、反則容疑の内容を変更した事実はない。

3 「第2の1(3) 裁決の経緯」について

おおむね認める。

なお、令和4年5月11日付けで東京矯正管区長が裁決をした、東管令和4年（審）第388号審査の申請に係る裁決書は、同月16日に本件センター職員が原告に交付した。

4 「第2の1(4) 他の刑事施設における判断及び処遇」について

(1) 「2022年6月8日」から「移送された。」まで（1文目）

認める。

(2) 「長野刑務所は」「貸与した。」まで（2文目）

ア 「長野刑務所は」から「了知しており、」まで

否認する。

長野刑務所が了知していた事実は、原告が本件センター在所中に金属アレルギーである旨を訴えていたことのみである。

イ 「通常同刑務所で」から「貸与した。」まで

長野刑務所が原告に対し、電池式かみそり（BRAUN Series3 ProSkin。以下「本件シェーバー」という。）を貸与した事実は認めるが、本件シェーバーの性能については不知。

(3) 「原告は」から「求めた。」まで（3文目）

認める。

(4) 「これに対し」から「決定し告知した。」まで（4文目）

令和4年6月15日、原告が理髪用電動トリマー及び樹脂製アタッチメントの貸与並びに使用を求める、「特別使用・貸与願」と題する願箋を提出し、長野刑務所が同申出に対し、医師の診察実施後判断する旨原告に告知した範囲において認める。

(5) 「同年6月21日」から「指示した。」まで（5文目）

令和4年6月21日、長野刑務所において、原告に対し同所医師の診察が実施され、同医師が、プラスチックトリマー貸与が望ましいと所見を示した範囲において認める。

(6) 「同年7月1日」から「決定し告知した。」まで（6文目）

令和4年7月1日、長野刑務所が、原告に対し、同所では、プラスチックトリマーの取扱いがなく、貸与することが難しい旨告知した範囲において認める。

(7) 「原告は告知にしたがい」から「所見を述べた。」まで（7及び8文目）

原告が、令和4年7月4日、本件シェーバーの貸与を求める「貸与願」と題される願箋を提出したこと、同月5日、長野刑務所において、原告に対し、医師による診察が実施され、同医師が、プラスチックトリマーの取扱いがないのであれば、本件シェーバーの使用が望ましいとの所見を示した範囲において認める。

(8) 「同年7月12日に」から「決定し告知した。」まで（9文目）

おおむね認める。ただし、告知内容については、「今後、金属アレルギーの検査を実施する。同検査結果が示されるまでの間、電気シェーバーの貸与を認める。同シェーバーの使用に当たっては、個人貸与とはせず、ひげ剃りについては、職員の指示に従って実施すること。」が正しい。

(9) 「そして」から「付与している。」まで（10文目）

おおむね認める。ただし、ひげそりについて、長野刑務所は、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則26条2項「男子の受刑者には、ひげそりを一週間に二回以上行わせる。」との規定に基づき、収容されている男子の受刑者に対し、一週間に2回以上ひげそりを行わせているものであり、ひげそりの便宜を提供し義務付けているものであって、単に機会を付与しているものではない。

5 「第2の2 違法である理由」について（原告準備書面(1)による追加主張後のもの）

争う。

6 「第2の3 損害」について

争う。

7 「第3 結語」の「3」について

争う。

第3 事案の概要等

1 請求原因に係る事案の概要

本件は、原告が、被告に対し、①令和4年3月14日、本件センター職員2名がそれぞれ原告の両腕を両手で制止し、その状態のまま、更に別の職員がトリマー及び電池式かみそりで原告のひげを剃った行為（以下「本件措置」という。後記第4の3(1)ソ(ウ)及び(エ)参照）、②令和4年3月25日、本件センター一長が原告に対して科した閉居10日の懲罰（以下「本件懲罰」という。）、及び③令和4年5月16日に本件センター職員が原告に対して交付した、同月11日付けで東京矯正管区長が行った東管令和4年（審）第388号審査の申請に係る裁決（以下「本件裁決」という。）はそれぞれ国家賠償法（以下「国賠法」という。）上違法であるとして、国賠法1条1項に基づき損害賠償等を請求する事案である。

2 原告の収容の経緯

原告は、令和2年3月5日、懲役受刑者として本件センターに入所し、令和4年6月8日、長野刑務所へ移送され、現在も収容されている。

3 金属アレルギーについて

(1) 金属アレルギーには、金属接触アレルギーと全身型金属アレルギーがある。

このうち、金属接触アレルギーは、装飾品などの身の回りのものが長時間皮膚に接触したときや、ピアスなど真皮内に金属を入れたときに起こる皮膚炎であり、全身型金属アレルギーは、歯科金属や食事に含まれる微量金属が口腔粘膜や消化器官より吸収されて発疹が惹起されるものである（乙1・54ページ）。

金属接触アレルギーの場合、金属が表皮内に侵入するには、水や汗などで濡れることによって金属分子がイオン化して、金属本体から遊離する必要がある（乙2・259ページ）。

(2) 金属アレルギーは、局所性の反応、すなわち接触皮膚炎として出現することが多く（乙3・342ページ）、原因となる金属が皮膚に接触した場合には、発赤やぶつぶつ、腫れやかゆみなどが現れるようになる（乙4・1338ページ）。

(3) 金属アレルギーの診断では、パッチテスト（金属を染み込ませたフィルムを皮膚に貼ってアレルギーの有無を判定する検査方法）がよく用いられるところ（乙1・55ページ）、金属アレルギーを含めたアレルギー疾患の診断は、問診、身体所見、検査所見（パッチテストの結果もその一つである。）を組み合わせて総合的に行われる（乙4・1311ページ）。

なお、パッチテストは、パッチテストユニットを貼布した後、通常、48時間、72時間、1週間後に判定するというように、1週間近くかけての判定が必要になるとされる（乙1・55ページ、乙3・343ページ）。

第4 被告の主張

1 国賠法上の「違法」の意義

国賠法1条1項にいう「違法」とは、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいうところ（最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ、最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ等参照）、その「違法」性を判断するに当たっては、当該公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と当該行為をしたと認め得るような事情がある場合に限り、同項の適用上違法の評価を受けるものと解するのが相当である（最高裁平成5年3月11日第一小法廷判決・民集47

卷4号2863ページ、最高裁平成11年1月21日第一小法廷判決・判例時報1675号48ページ)。

2 関係法令等の規定

(1) 保健衛生及び医療について

ア 被収容者の清潔義務について（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」という。）58条）

刑事収容施設法56条は、「刑事施設においては、被収容者の心身の状況を把握することに努め、被収容者の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする。」と規定する。すなわち、刑事施設の被収容者の健康及び施設内の衛生を保持するため適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずることは、刑事施設の責務である。

他方で、その実効性を期するためには、刑事施設側がその責務を果たすだけでは足りず、被収容者に対しても、共同生活を営む者の義務として、自ら身の清潔保持に努めることが要求される。刑事収容施設法58条は、その点を明らかにしたものであり、被収容者の義務として、「被収容者は、身体、着衣及び所持品並びに居室その他日常使用する場所を清潔にしなければならない。」と規定している。

イ 調髪及びひげそりについて（刑事収容施設法60条）

刑事収容施設法60条1項は、「受刑者には、法務省令で定めるところにより、調髪及びひげそりを行わせる。」と規定する。当然のことながら、被収容者についても調髪、ひげそりの便宜が与えられなければならない。被収容者は、刑事施設に強制的に拘禁される以上、被収容者の負担によらず、国の負担でその便宜が与えられる。もっとも、ひげそりは、被収容者が自らの手で行うことができるので、かみそりを貸与し、浴場などの場所を提供するという方法で、他方、調髪は、自らの手で行うことが容易では

ないため、基本的には、経理作業に就いている受刑者が調髪を行うという方法などで調髪の便宜が提供される。それとともに、受刑者については、その処遇上の必要などから、その意に反しても、調髪及びひげそりを義務付ける必要もある。このように受刑者の調髪及びひげそりは、刑事収容施設法60条1項において「調髪及びひげそりを行わせる」と規定されているが、これは、受刑者に調髪及びひげそりの便宜を与えるとともに、その意に反しても、調髪及びひげそりを義務付けることができる趣旨を示したものである（以上につき、林眞琴ほか著・逐条解説刑事収容施設法〔第3版〕（以下「逐条解説」という。）231ページ）。

なお、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（以下「施行規則」という。）26条は、調髪及びひげそりの回数等を規定しているところ、同条4項は、「前3項の規定にかかわらず、受刑者が調髪及びひげそりを行わないことを希望する場合において、その宗教、その者が国籍を有する国における風俗慣習、釈放の時期その他の事情を考慮して相当と認めるときは、調髪及びひげそりを行わせないものとする。」と規定している。また、同条2項は、「男子の受刑者には、刑の執行開始後速やかに、及び一週間に二回以上（閉居罰を科されている者については、一週間に一回以上）ひげそりを行わせる。」と規定している。

(2) 刑事施設の規律及び秩序の維持について

刑事収容施設法1条は、「刑事収容施設(括弧内省略)の適正な管理運営を図る」ことをその目的の一つとしており、具体的には、被収容者に対する処遇等のために、その行動動作に一定の要領を定めることなどによって、刑事施設の適切な管理運営を確保している。このように行動要領を定めることは、刑事施設における人的物的条件に限りがあるなかで、多数の被収容者を適切かつ平等に管理し、逃走、自殺、被収容者間のいじめ、けんか、他者に対する暴力行為等の保安事故を未然に防止し、施設の規律及び秩序を適正に維持

するためのほか、火災等における災害時に、被収容者が非常事態においても混乱せずに集団で整然と安全な場所へ避難するためにも必要なことであるし、受刑者に対して規律ある生活態度のかん養を促進させ、刑の執行目的を実現するためにも必要なことである。

こうした刑事収容施設法の目的に照らして、同法73条1項は、「刑事施設の規律及び秩序は、適正に維持されなければならない。」と規定し、同条2項は、「前項の目的を達成するため執る措置は、被収容者の収容を確保し、並びにその処遇のための適切な環境及びその安全かつ平穏な共同生活を維持するため必要な限度を超えてはならない。」と規定することで、被収容者の収容を確保し、集団生活をしている被収容者の安全で秩序ある生活と適切な処遇環境を確保するためには、刑事施設の規律及び秩序が維持されるべきであることが極めて重要であるとともに、規律及び秩序を維持するために執る措置の限界を明らかにしている(逐条解説310及び311ページ)。

また、同条は、単に刑事施設の長や職員が一方的に規律及び秩序を維持するための措置を執ることのみによって規律及び秩序の維持が達成されるものではなく、被収容者も刑事施設の規律及び秩序の維持が図られるよう行動すべきであるとする趣旨も含まれている(逐条解説311及び312ページ)。

そして、刑事収容施設法74条1項及び2項は、刑事施設の規律及び秩序を維持するために被収容者が遵守すべき事項を具体的に定めるものとし、これによって、被収容者に対する禁止規範を明確にするとともに、これを補完するものとして、同条3項は、刑事施設の長又は指定する職員による被収容者の生活及び行動についての指示権を規定している(逐条解説315及び316ページ)。

なお、刑事施設は、多数の被収容者を外部から隔離して収容する施設であり、当該施設内でこれらの者を集団として管理するに当たっては、施設内部における規律秩序を維持し、施設の正常な管理運営を維持する必要がある。

したがって、かかる目的のために必要がある場合には、被収容者の行動の自由に一定の制限が加えられることがあり得ることはやむを得ない（最高裁昭和58年6月22日大法廷判決・民集37巻5号793ページほか）。

(3) 制止等の措置について

ア 前述のとおり、刑事収容施設法73条1項は、「刑事施設の規律及び秩序は、適正に維持されなければならない。」と規定し、同条2項は、「前項の目的を達成するため執る措置は、被収容者の収容を確保し、並びにその処遇のための適切な環境及びその安全かつ平穏な共同生活を維持するため必要な限度を超えてはならない。」と規定する。

イ そして、刑事収容施設法77条1項は「刑務官は、被収容者が自身を傷つけ若しくは他人に危害を加え、逃走し、刑事施設の職員の職務の執行を妨げ、その他刑事施設の規律及び秩序を著しく害する行為をし、又はこれらの行為をしようとする場合には、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その被収容者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置を執ることができる。」と規定し、刑務官が被収容者に対して、合理的に必要と判断される限度で、一定の実力行使の措置を執り得ることを認めている。

なお、ここにいう「合理的に必要と判断される限度」とは、刑務官の執る措置に必要性があり、しかも、その措置の内容が事態に応じて相当でなければならないということである（逐条解説34.1ページ）。

(4) 懲罰について

ア 懲罰の意義

懲罰とは、刑事施設の規律及び秩序を維持するために必要な限度において、あらかじめ定められた遵守事項に違反する行為(反則行為)をした被収容者に対して、制裁として一定の不利益を科し、受罰者及び他の被収容者につき、将来の規律及び秩序を害する行為の発生を防止しようとする懲戒

罰であり、合目的的、裁量的な行政作用である（逐条解説767ページ）。

イ 懲罰に関する関係法令の定め

(7) 懲罰は、被収容者に一定の不利益処分を科するものであることから、懲罰を科す要件については、刑事収容施設法に具体的に規定されている。そして、懲罰が適切なものとなるよう、懲罰を科するに当たっての留意事項が注意的に規定されている。すなわち、前記(2)で述べたように、刑事収容施設法74条1項は、「刑事施設の長は、被収容者が遵守すべき事項(以下この章において「遵守事項」という。)を定める。」と規定し、同条2項で、刑事施設の長が定める遵守事項の内容の基準となるものを規定している。

本件センター長は、刑事収容施設法74条に基づく遵守事項を具体化するため、被収容者遵守事項等（乙5：喜連川社会復帰促進センター被収容者遵守事項等〔以下「本件センター被収容者遵守事項等」という。〕）を定め、これを同センター内の全居室に備え付けることで、被収容者に懲罰対象となる事項を周知しているところ、同遵守事項等第4の15項（反抗）において、「職員に対し、抗弁、無視その他不当な方法で反抗してはならない。」と規定して、この行為を適正に取り締まっている。

(4) そして、刑事収容施設法150条1項は、「刑事施設の長は、被収容者が、遵守事項若しくは第96条第4項(第106条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特別遵守事項を遵守せず、又は第74条第3項の規定に基づき刑事施設の職員が行った指示に従わなかった場合には、その被収容者に懲罰を科することができる。」と規定し、同条2項は、「懲罰を科するに当たっては、懲罰を科せられるべき行為(以下この節において「反則行為」という。)をした被収容者の年齢、心身の状態及び行状、反則行為の性質、軽重、動機及び刑事施設の運営に及ぼした影響、反則行為後におけるその被収容者の態度、受刑者にあっては

懲罰がその者の改善更生に及ぼす影響その他の事情を考慮しなければならない。」とし、懲罰を科するに当たって考慮すべき事項を定め、同条3項は、「懲罰は、反則行為を抑制するのに必要な限度を超えてはならない。」と規定している。

(り) また、刑事収容施設法151条1項は、受刑者に科する懲罰の種類を定めているところ、同項6号において、30日以内(懲罰を科する時に20歳以上の者について、特に情状が重い場合には、60日以内)の閉居罰が定められている。閉居罰は、外部との接触を絶ち、原則として昼夜居室において、起居させる形態の懲罰であり、厳格な隔離の下で謹慎させ、自己の犯した反則行為について反省を促すことを目的とするものである(逐条解説779ページ)。

ウ 懲罰についての刑事施設の長の裁量

前記イ(イ)のとおり、刑事収容施設法150条1項は、刑事施設の長が「懲罰を科することができる」と規定し、同条2項において、懲罰を科するに当たって諸般の事情を考慮すべきことを規定していることから明らかなように、刑事施設の長には、被収容者に懲罰を科すことにつき裁量権が認められている。そして、懲罰は、刑事施設の規律及び秩序を維持するという目的、反則違反の態様、程度等を刑事施設の専門的、技術的観点から検討を加えた上で、刑事施設の長によって科されるべきものであるから、具体的にどのような遵守事項違反に対し、どのような懲罰を科すかは、刑事施設の長の裁量に委ねられているものと解され、刑事施設の長のした処分は、裁量権の範囲を逸脱又は濫用しない限り、国賠法1条1項の適用上違法の評価を受けないというべきである(東京高裁平成5年7月21日判決・判例時報1470号71ページ、その上告審である最高裁平成10年4月24日第二小法廷判決・判例時報1640号123ページ)。

(5) 反則行為の調査について

ア 反則行為に関する調査の意義

懲罰を科するためには、被収容者が反則行為をした事実が合理的な証拠に基づいて認定できることが前提となり、さらに、適切な懲罰を科するためには、反則行為に関する情状や反則行為が刑事施設の規律及び秩序の維持にいかなる影響を与えたかなどについても的確に把握することが求められる。そのためには、反則行為の有無等について調査を行うことが必要である。

イ 反則行為の調査に関する関係法令の定め

反則行為の調査は、刑事収容施設法154条に規定されている。同条1項は、反則行為に関する調査はできる限り速やかに行うことを刑事施設の長の努力義務として定め、同条2項及び3項は、調査のための検査について定め、同条4項ないし6項は、適正な調査、懲罰権の行使並びに刑事施設の規律及び秩序の維持上必要な隔離について定めている。

そして、調査の結果、被収容者に反則行為が認められれば、刑事施設の長は懲罰権を行使することとなるが、懲罰権が適正に行使されるためには、反則行為をした疑いのある被収容者に対して、懲罰の根拠となる容疑事実を告知し、それに対する弁解の機会を与えることとされている（刑事収容施設法155条、156条）。

これらの規定を受けて、被収容者の懲罰に関する訓令（平成19年法務省矯成訓第3351号大臣訓令）（乙6）及び平成19年5月30日付け法務省矯成第3352号矯正局長依命通達「被収容者の懲罰に関する訓令の運用について」（乙7）が定められている。同訓令では、刑事収容施設法155条1項前段に規定する反則容疑者の弁解を聴取する職員をもって組織する会議として懲罰委員会を設立し、同委員会から意見を提出させること等についても定められている。これらによっても、適正な懲罰及び反則行為の調査の運用等に留意することが求められている。

(6) 刑事収容施設法における「審査の申請」制度の概要について

ア 審査の申請(刑事収容施設法 157条)

審査の申請の対象となる措置は、刑事施設の長による一定の措置のうち、刑事収容施設法 157条 1項 1号ないし 16号に列挙される事項に限定されており、懲罰もこれに含まれている(同項 14号)。

イ 審査の申請期間(刑事収容施設法 158条)

前記アの刑事施設の長の措置に不服がある者は、書面で、矯正管区の長に対し、審査の申請をすることができ、これは、措置の告知があった日の翌日から起算して 30日以内にしなければならないこととされている。

ウ 行政不服審査法(以下「行審法」という。)の準用(刑事収容施設法 159条等)

審査の申請においては、行審法 25条(執行停止) 1項、2項及び 6項が準用されている。これによれば、審査の申請がなされても、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げないこととされている一方で、審査庁(なお、本件においては、審査の申請に係る審査庁は東京矯正管区長である。)は、必要があると認める場合に、職権で、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置(以下「執行停止」という。)をとることができることとされている。

被収容者の不服申立てに関しては、被収容者の不服申立てに関する訓令(平成 18年法務省矯総訓第 3367号大臣訓令)(乙 8)及び平成 19年 5月 30日付け法務省矯総第 3353号矯正局長依命通達「被収容者の不服申立てに関する訓令の運用について」(乙 9)などが定められているところ、同通達の記 5において、執行停止をするべき場合として次のとおり例示されている。

(7) 審査の申請の対象となった措置の全部又は一部につき取消し、変更又は事実行為の撤廃が相当であるとの裁決が見込まれるとき。

(イ) 審査の申請に相当程度の理由があり、かつ、当該措置の執行を停止したとしても、規律及び秩序の維持上、処遇上及び管理運営上の支障が生ずるおそれがないと認めるとき。

(ウ) 審査の申請にある程度理由があり、かつ、当該措置を続行すること(中略)により申請人に回復の困難な損害が生ずるおそれがあると認めるとき。

エ 調査(刑事収容施設法160条)

矯正管区の長は、職権で、審査の申請に関して必要な調査をしなければならないこととされ(同条1項)、調査のため必要があるときには、刑事施設の長に対し、報告若しくは資料その他の物件の提出を命じ、又はその指名する職員をして、審査の申請人その他の関係者に対し質問をさせ、若しくは物品の提出を求めさせ、これらの者が提出した物件を留め置かせ、若しくは検証を行わせることができるとされている(同条2項)。

オ 裁決(刑事収容施設法161条)

審査の申請があった場合できる限り90日以内に裁決をするよう努めなければならないとされているところ(同条1項)、これは努力義務であって、もとより、90日を超えて裁決をすることがおよそ許されないわけではない。

他方、矯正管区の長は、90日以内に裁決をすれば足りるものではなく、事案に応じて、できる限り、早期に、必要な調査を行い、裁決をすることが求められている。なかでも、時間の経過により不服申立ての利益が消滅する措置については、そのようなことに配慮する必要があるとされている(逐条解説842ページ)。

また、審査の申請が不適法である場合は、同条2項で準用する行審法45条1項により、却下の裁決をすることとなる。審査の申請が不適法であるときとしては、不服申立ての利益を欠くときがあるが、その利益を欠く

ときとしては、刑事収容施設法76条1項・154条4項による隔離がその期間の満了や中止などにより終わったときや、同法150条1項による懲罰のうち、閉居罰など期間の定めがあるものが執行の終了やその期間の満了により効果が完了したときがある(逐条解説842及び843ページ)。

(7) 優遇措置について(刑事収容施設法89条)

刑事施設の長は、受刑者に対する優遇措置として、受刑者の改善更生の意欲を喚起するため、法務省令で定めるところにより、一定の期間ごとの受刑態度の評価に応じた優遇措置を講ずるとされている(刑事収容施設法89条)。

そして、優遇措置は、受刑者について、その受刑態度の評価に基づき、第1類、第2類、第3類、第4類及び第5類の優遇区分を指定し、その区分に応じて処遇を行うことにより、講ずるものとする(施行規則53条柱書き及び同条1号)、刑事施設の長は、4月から9月まで又は10月から翌年3月までの期間(以下「評価期間」という。)の初日以前から継続して刑事施設において刑の執行を受けている受刑者又は評価期間の末日に優遇区分の指定を受けている受刑者であって、その評価期間内に1月以上刑の執行を受けた者について、その評価期間が経過した後10日以内に、その評価期間における受刑態度の評価に基づき、優遇区分を指定するものとされている(施行規則53条2号)。

刑事収容施設法89条所定の優遇措置は、施行規則54条と、これに関連する同法40条、41条、114条及び130条とを比較すれば、権利的ではない事項に係る優遇を設けたものであると解される。

すなわち、物品等の貸与等について、同法は、衣類及び寝具、食事及び湯茶、並びに日用品、筆記具その他の物品については、日常生活に必要なものを貸与し、又は支給するとしつつ(同法40条1項)、その他の日常生活に

用いる物品及び嗜好品については、施行規則で定めるところにより必要に応じ、貸与又は支給することができる（同条2項）旨規定し、また、自弁の物品の使用については、受刑者の処遇上適当と認めるときは、施行規則で定めるところにより、許すことができる旨規定している（同法41条1項）。さらに面会及び信書の発受について、同法は、施行規則で定めるところにより、回数等について、刑事施設の管理運営上必要な制限ができるものとし、その制限の限度として、面会については、1月に2回を下回ってはならないとし、信書の発受については、1月につき4通を下回ってはならない旨規定している（同法114条及び130条）。

これに対し、同法及び施行規則所定の優遇措置は、受刑者に改善更生の意欲を喚起させるべく、第1類から第4類までの優遇区分に指定されている受刑者に対して、優遇区分に応じて、同法40条1項に規定された物以外の日常生活に用いる物品及び嗜好品について、貸与又は支給し、あるいは、自弁の物品の使用を許すという恩恵的・優遇的な措置をすることとし、また、面会及び信書の発受についても、優遇区分に応じて、その優遇措置を拡大するとしたものであって、同法及び施行規則所定の優遇措置は、受刑者の改善更生の意欲を喚起すべく、いわば恩恵的な措置をとることを可能としたものである。

優遇区分の指定について、優遇区分の指定及びその指定の変更の手續その他優遇措置に関し必要な事項は、法務大臣が定めるとされている（施行規則55条）。

これを受けて、受刑者の優遇措置に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3323号法務大臣訓令。以下「優遇措置訓令」という。乙10）4条において、刑事施設の長は、施行規則53条2号ないし4号までの規定により、受刑者の優遇区分を指定するとされている。そして、優遇措置訓令5条において、刑事施設の長は、優遇区分の指定に当たり、日常生活等の態度（同条

1号)、賞罰の状況(同条2号)、作業への取組状況(同条3号)、各種指導への取組状況(同条4号)及び資格の取得状況(同条5号)を総合的に評価して行うものとするとしている。

また、優遇区分の指定の具体的な評価基準の一つとして、平成19年5月30日付け法務省矯成第3347号矯正局長依命通達「受刑者の優遇措置に関する訓令の運用について(依命通達)」(乙11)記2の(2)イによる別紙「優遇措置評価基準表」の「2 減点基準」において、評価事項の「賞罰の状況」につき「⑥ 当該評価期間中に、刑事収容施設法第151条第1項第1号の戒告以外の懲罰を科された場合(ただし、第6号の閉居の懲罰については15日未満のものに限る。)」は、マイナス3点の評価とすることとしている。

以上のとおり、刑事収容施設法及び施行規則所定の優遇措置は、受刑者に対する矯正処遇に関して実施され、刑事施設の長の裁量により、受刑者の改善更生の意欲を喚起すべく、いわば恩恵的な措置をとることを可能としたものに過ぎず、受刑者は、矯正処遇の性質上、刑事施設の長による優遇措置に関与する権利又は法律上の地位を有していない。

加えて、優遇区分は、刑事施設の長が、当該受刑者の一定期間ごとの受刑態度を総合的に評価して指定又はその指定の変更を行うものであり、その総合評価をする際の事情の一つとして賞罰の状況が挙げられているにすぎないから、原告の優遇区分の変更の有無は、本件懲罰処分の執行によって当然にかつ直接的に招来されるものではなく、その発生自体不確定なものである。また、優遇区分の変更は、その性質上、受刑者の権利又は法律上の地位に直接影響を与えるものではない。

3 事実経過

(1) 本件措置及び本件懲罰に係る事実経過

ア 原告は、令和3年8月10日、本件センター看護師Aに対し、電池式か

みそりでひげを剃ると、赤くなり、口唇周囲部が膨脹する、金属アレルギーであるなどと申し出て診察を希望し、同年9月13日に本件センター内科医師（以下「同内科医師」という。）の診察を受けた。同内科医師は、原告に対し、外用薬（ロコイド軟膏0.1%）を処方した（乙12・1及び2枚目、乙13・2枚目）。

イ 原告は、同年11月22日、本件センター看護師Bに対し、金属アレルギーに関して皮膚科の診察を願い出たことから、同月25日に本件センター皮膚科医師（以下「同皮膚科医師」という。）による診察を受けた。その際、原告は、同皮膚科医師から、本件センターでは金属アレルギーの検査ができないことから、正確な診断はできない旨説明を受けるとともに、皮膚の炎症については外用薬で対応するよう説明を受けた。同皮膚科医師は、何かしらの症状が出た際には、再度診察することとして経過観察との所見を示した（乙12・2枚目、乙13・3及び4枚目）。

ウ 原告は、同年12月6日、同内科医師による診察において、本件センター医務課職員C（以下「医務課職員C」という。）に対し、金属アレルギーでひげそりを使用できないため、医務課からも処遇部門に伝えて欲しい旨申し出た。医務課職員Cは、原告に対し、処遇部門の上司に上記申出があったことを報告するが、原告からも願箋で自身の願意を記載して提出するようにといった旨の指導をした（乙14）。

エ 原告は、同月7日、「特別貸与」願と題する願箋を提出し、自身が金属アレルギーであり、その対策として、調髪の際貸し出している樹脂製のアタッチメントが装着できるトリマーを貸与するようお願い出た（乙15）。

なお、本件センターにおいて、調髪やひげそりの際に使用する器具は、大要以下のとおりである。

(ア) バリカン

頭髪、もみあげ、えり足を刈るために使用する器具

(イ) 電池式かみそり

個人に貸与される、ひげそりに使用する器具（自弁で購入している者を除く）

(ウ) トリマー

巻きひげやひげの伸びすぎを理由として電池式かみそりでひげそりができなかった場合、理髪実施後に理髪立会職員等が許可をして同職員立会の下で工場内等でするひげそりに使用する器具

オ 本件センター長は、同月14日、原告が前記願い出の理由とした金属アレルギーについては、原告はそのように主張するものの、実際には金属アレルギーであるとの診断がなされていないこと、また、原告が貸与を願い出た同トリマーは、本来的に全受刑者を対象とした理髪用器具として整備されているものであることから、同トリマーの個人貸与は不相当であると判断し、同日、第4区長を通じて、原告に対し「令和3年12月7日付け出願の「特別貸与願」については、願意取り計らわない。」と告知した（乙15）。

カ 原告は、同月16日、「教示願」と題する願箋を提出し、電池式かみそりを使用してひげを処理するに当たり、発赤、腫れ、痛み、出血などの症状により甚大な精神的苦痛を受けているため、「医師の医療上必要な措置である指示に反しない、そして申出人が苦痛を感じない処理方法の教示を求め」る旨願い出た（乙12）。

キ 本件センター長は、同月22日、前記オの実情があることに加えて、原告の顔の肌の状態を確認するも、ひげそりが原因と思われる発赤、腫れ、出血も認められず、現時点における原告の症状に特に配慮するべきところが認められなかったことから、同日、第4区長を通じて、原告に対し、「当センターが指定したひげそりでこれまでと同様にひげをそること。肌荒れなどが生じた場合は、処方された外用薬で対応すること。なお、苦痛の生

じない方法を教示せよとあるが、教示の必要性を認めないので教示しない。」と告知した（乙12）。

なお、本件センターにおける電池式かみそりの実施要領は、大要以下のとおりである。

個人ごとに電池式かみそりを貸与するので、居室内において起床時から出業時等（点検・朝食等を除く。）までの間又は余暇時間を利用して実施すること（乙16）。

ク 原告は、令和4年1月11日、金属アレルギーであるので、もみあげ等の理髪について、樹脂製アタッチメントを装着したまま実施したい旨申し出た。本件センター職員Dは、原告の金属アレルギーの有無は不明ではあるものの、もみあげ等の理髪時にアタッチメントは必ずしも外さなければならぬものとは定められていなかったことから、上司に報告した上でアタッチメントを装着したままでの調髪実施を許可した（乙17、乙18）。

ケ 原告は、同月19日、手のしもやけが悪化しているとして、皮膚科の診察を申し出、同月20日に同皮膚科医師による診察を受けた。原告は、同診察中、突然、金属アレルギーについて話し始めたため、同診察を立会していた本件センター医務課医務係長E（以下「医務係長E」という。）は、原告に対し、金属アレルギーについては、今回の診察内容であるしもやけと無関係な内容であるので、しもやけ以外の話はしないよう指導した。

しかしながら、原告がなおも金属アレルギーについて話し続けたことから、医務係長Eとともに同診察を立会していた第4区長が、原告に対し、診察室から退室するよう指示した。しかるに、原告がこれに従わなかったため、第4区長は、本件センター医務課職員Fに対して、処遇本部への応援連絡をするよう指示した。

原告は、医務係長E及び第4区長が繰り返し退室を指示するも、同指示に従わず、自己の訴訟に使用したいとして、しもやけ及び金属アレルギー

に係る診断書の作成等を医師に訴え続けた。原告は、同皮膚科医師から「診察は終わりです。」などと言われると、「分かりました。」などと述べて自ら診察室から退室した（乙19）。

コ 原告は、同月21日、刑事収容施設法168条1項に基づき、前記ケに係る診察を妨害され、医療の措置を受けることのできる権利を不当に侵害され、不利益及び精神的苦痛を受けたなどとして、本件センター長に対し、書面による苦情の申出書の作成を出願し、同月24日、苦情申出書を本件センター長に提出した（乙20、乙21）。

サ 本件センター長は、同月28日、同申出について、関係資料を精査した上で、同月20日の診察時における対応等に違法又は不当な点は認められないものと判断し、同申出を不採択とすることとした（乙19）。

シ 本件センター長は、同月31日、第4区長を通して、原告に対し、「本件苦情の申出について、事実関係を調査したところ、医務診察時に係る措置に違法又は不当な点は認められないことから不採択とする。」と回答した（乙19）。

ス 原告は、同年2月2日、本件センター看護師Gに対し、異汗性湿疹、ステロイドの副反応、しもやけ、診断書交付の有無、金属アレルギーの症状、訴えのカルテへの記載の有無及び採血結果などに関して、皮膚科の診察を願い出、同月10日に同皮膚科医師の診察を受けた。同皮膚科医師は、金属アレルギーの明らかな症状はなく、今後原告の症状に発展などあるなら外部の施設でパッチテストをすることも検討することとして、悪化時には再度診察をすることとした（乙13・8枚目）。

セ 原告は、同年3月14日、理髪実施の際、他の被収容者と同様に、樹脂製アタッチメントを装着したバリカンで調髪した（乙17、乙18）。

ソ 本件措置について

(ア) 原告は、令和4年2月21日以降、別件の疑いに関する調査のため、

昼夜居室処遇を受け、居室で刑務作業に従事していたところ、本件センター第3区を担当する統括矯正処遇官（以下「第3区長」という。）は、令和4年3月14日、原告がひげを剃らずに伸ばし、不衛生な状態であったことから、本件センター職員らに原告を居室から出室させるよう指示し、原告を同区理髪室まで連行させた。

- (イ) 第3区長は、同日午後4時15分頃、同理髪室内中央付近に置かれた椅子に座った原告に対し、ひげを剃るよう繰り返し指示した。これに対し、原告は、「拒否します。」、「正当な理由で拒否します。」などと述べ、第3区長の指示に従わなかった（以下、かかる原告の行為を「本件拒否行為」という。）。
- (ウ) 第3区長は、同時16分頃、原告の前記(イ)の動静を踏まえ、刑事収容施設法第77条1項に基づき、制止等の措置をとることとして、第3区長指揮の下、原告の右腕を本件センター職員H（以下「職員H」という。）が、原告の左腕を本件センター職員I（以下「職員I」という。）がそれぞれ両手で制したところ、原告は、「そこまでしなくても拒否はしないですよ。」などと述べた。しかるに、第3区長は、原告がひげそりを拒否する旨をかたくなに述べていたことから、原告及び職員双方の安全を確保しつつ、速やかに原告のひげそりを行うため、原告を制止した状態で、本件センター職員J（以下「職員J」という。）にトリマー及び電池式かみそりを使用させ、原告のひげそりを開始させた。
- (エ) 原告は、同時17分頃、右腕を制している職員Hの方に顔を向け、「強いです。」などと述べ、右腕に力を入れて握り締め右手拳を作った。これに対し、第3区長が原告に体の力を抜くよう指示すると、原告は不満を表現したような表情で、目を見開きながら聞き返すように「はい。」と述べた。その後、再度、第3区長は、原告に対し、力を抜くように指示したが、原告は特に返答しなかった。

(オ) 第3区長は、同時26分頃、原告のひげそりが終了したことから、原告に対し、職員の制止を解くが急に動いたり抵抗したりすることのないように指示した。第3区長は、原告がこれを了承したことを踏まえ、制止職員に制止を解くよう指揮し、同時27分頃、原告を同居室に還室させた。

なお、第3区長は、ひげそり実施後に原告の肌に出血や赤み、腫れなどがなかったことを確認した(乙22)。

タ 本件センター長は、同日、原告の本件拒否行為について、本件センター被収容者遵守事項等第4の15(反抗)に違反した疑いがあるとして、刑事収容施設法154条1項に基づき、原告を調査に付すこととした(乙23)。

チ 本件センター職員は、本件行為の調査結果を踏まえ、本件拒否行為が本件センター被収容者遵守事項等第4の15(反抗)に該当する反則行為であるとして、懲罰審査会に付議することとし、令和4年3月23日、原告に対し、本件拒否行為に係る容疑事実等を通知し、弁解の機会を与えた(乙24)。

ツ 懲罰審査会の委員は、令和4年3月24日、懲罰審査会を開催し、原告の弁解内容及び補佐人の意見その他関係各証拠を総合した上で、原告に対し、閉居10日の懲罰を科すのが適当である旨の意見を本件センター長に具申した(乙24)。

テ 本件センター長は、令和4年3月24日、原告が本件拒否行為に及んだ事実をもって、職員に反抗したと認定した上、本件拒否行為は本件センター収容者遵守事項等に違反する反則行為であると判断し、刑事収容施設法150条1項に基づき、原告に対し、閉居10日の懲罰を科すことを決定し、同月25日、その執行を開始した(乙24)。

ト 本件懲罰は、令和4年4月3日、その執行が終了した(乙24)。

(2) 本件裁決に係る事実経過

- ア 前記(1)テのとおり、原告は、令和4年3月25日から本件懲罰の執行を受けていたところ、同月26日、原告は、刑事収容施設法157条1項に基づき、本件懲罰の取消しを求めて、東京矯正管区長に対し、審査の申請（以下「本件審査の申請」という。）をした（乙25）。
- イ 東京矯正管区長は、同月29日、本件審査の申請書を受領した（乙26）。
- ウ 東京矯正管区長は、本件審査の申請に係る調査をした結果、本件懲罰の執行停止を行う必要があると認めなかったことから（刑事収容施設法159条で準用する行政不服審査法25条2項）、本件懲罰の執行停止を行わなかった（乙26）。
- エ 東京矯正管区長は、同月30日、刑事収容施設法160条2項の規定に基づき、本件審査の申請に係る本件センター長の意見を求めるとともに、本件懲罰の執行が終了した場合には、適宜の方法により東京矯正管区管区監査官室まで連絡するよう依頼した（乙27）。
- オ 同月31日夕方頃、本件センター長は、上記エの求意見に対し、本件審査の申請に係る処分庁の意見を提出した（以下「本件意見書」という。乙28）。
- カ 同年4月3日、本件懲罰の執行が終了した（乙29）。
- キ 東京矯正管区長は、同年5月11日、本件審査の申請について、本件懲罰の執行が既に終了しており、不服を申し立てる法律上の利益が存在しない不適法なものであるから、刑事収容施設法161条2項において準用する行審法45条1項の規定により、本件審査の申請を却下する裁決をした（乙29）。
- ク 本件センター職員は、同月16日、原告に対し、本件裁決書を交付した（乙30）。

(3) 長野刑務所での処遇に係る事実経過

ア 原告は、令和4年6月8日、本件センターから長野刑務所へ移送され、原告は自弁の電池式かみそりを所持していなかったことから、長野刑務所では原告に対して官給品のT字かみそり（以下「官物かみそり」という。）を貸与した。

長野刑務所におけるひげそりの実施要領については、大要以下のとおりである（乙31）。

(ア) 自弁の電池式かみそりを所持している被収容者

余暇時間帯に居室内の洗面所前又は自席でひげそりを行うこと。

(イ) 上記(ア)以外の被収容者

入浴の際に所定の個人用の官物かみそりを貸与するのでそれを用いてひげそりを行うこと。

イ 原告は、同月15日、「金属アレルギーと考えられる症状の発症を防ぐため」として、「特別使用・貸与」願と題する願箋を提出し、電動トリマー及び樹脂製アタッチメントの貸与を願い出た（乙32）。

ウ 長野刑務所長は、前記イの願出について、診察実施後に判断することとした（乙32）。

エ 原告は、同月21日に実施された長野刑務所医師による診察において、同医師から、プラスチックトリマーの貸与が望ましいとの所見が示されたところ、同年7月1日、長野刑務所職員から、長野刑務所では、上記トリマーの取扱いがなく、貸与することが難しい旨告知を受けたことから、同月4日、「貸与願」と題する願箋を提出し、「低刺激性の官物電気シェーバー」の貸与を願い出た（乙32）。

オ 長野刑務所長は、同月5日に実施された長野刑務所医師による診察において、プラスチックトリマーの取扱いがないのであれば、工場に備え付けられている本件シェーバーの使用が望ましいとの所見が示されたこと、長野刑務所において、金属アレルギーの検査を実施できないことなどを考慮

し、原告に対し、金属アレルギーの検査を実施し、同検査結果が示されるまでの間、本件シェーバーを貸与することとして同月12日、原告に対し、「今後、金属アレルギーの検査を実施する。同検査結果が示されるまでの間、電気シェーバーの貸与を認める。同シェーバーの使用に当たっては、個人貸与とはせず、ひげそりについては、職員の指示に従って実施すること。」と告知した(乙32)。

4 本件各行為に国賠法上の違法はないこと

原告は、本件各行為の国賠法上の違法性について、「追って準備書面により明らかにする」と述べるのみであり(訴状8ページ)、訴状提出後、この点についての補充主張をしていなかったところ、令和5年2月20日付け原告準備書面(1)で主張を追加した。

原告の主張にはやや判然としない部分もあるが、以下で詳しく述べるとおり、本件各行為は国賠法上違法ではなく、したがって原告の主張は理由がない。

(1) 本件措置について

ア 原告の主張

原告は、金属アレルギーがあり、ひげを剃らないことについて「正当な理由」があるとの主張を前提として(訴状2ページ参照)、本件拒否行為は「正当な理由に基づいた行為」(訴状6ページ)であるにもかかわらず、第3区長は原告に対し本件措置をとっており、刑事収容施設法77条1項が定める「職務の執行」や「必要な措置」に該当せず、国賠法上国賠法上違法である旨主張するものと解される(原告準備書面(1)15ないし17ページ、22及び23ページ参照)。

イ 原告の上記主張に理由がないこと

(7) 原告には、施行規則26条4項が定める「相当」の理由が存しないこと

原告は、上記のとおり、原告には金属アレルギーがあり、かみそりで

ひげを剃らないことについて「正当な理由」がある旨主張しているところ（訴状2ページ参照）、これは、要するに、原告には、施行規則26条4項が定める、ひげそりを行わせない「相当」の理由がある旨を主張する趣旨と解される。

しかしながら、前記3(1)で述べたとおり、原告が主張する金属アレルギーについては、本件措置当時、原告がそのように主張（主訴）していたものの、原告を診察した医師から、金属アレルギーの症状があると判断されておらず、当面は外用薬の処方に対応しつつ、経過観察とするなどの対応が執られていたにとどまり、原告が金属アレルギーであると診断された事実はない。加えて、本件センター職員らも、ひげそり後の原告の顔面に発赤、腫れ及び出血が認められないことを確認していることからすると、本件措置当時において、原告には、金属アレルギーを理由としてひげそりの使用を避けることを相当とする旨の診断はされておらず、施行規則26条4項が定めるがひげそりを行わせないものとする「相当」な理由は存しないというべきである。

すなわち、一般的に、アレルギー性疾患の診断は、問診、身体所見、検査所見を組み合わせる総合的に行われるところ（乙4・1311ページ）、本件センターにおいて、原告を診察した皮膚科医師は、令和3年11月25日、原告に対し、「金属アレルギーの判別について、本件センターでは検査ができず、正確な診断はできない」「皮膚が何らかの炎症を起こすならば、外用薬で対処するように」と説明するにとどまっております。このことからすると、本件措置までに、皮膚科医師においても、原告に対して早急にパッチテストを実施するなどして金属アレルギーの有無を判別する必要性はなく、仮に何らかの症状が出た場合には、再度受診するなどの経過観察で足りると判断していたものといえる。

また、令和4年2月10日の皮膚科医師による診察の際にも、原告に

は金属アレルギーの明らかな症状はなかった（乙13）。

以上述べた医師による原告に対する診察の状況に加え、本件措置が行われるまでの間に、医師から本件センター職員に対して、原告について、金属アレルギーを理由として、ひげそりを行わせないことが相当であるとか、合成樹脂製アタッチメントの装着可能なトリマーを使用させるべきとの判断が示されていなかったことからすれば、本件措置の時点において、第3区長において、原告にひげそりを行わせない「相当」（施行規則26条4項）な理由がないと判断したことには合理的理由がある。

(イ) 本件措置に国賠法上の違法性は認められないこと

前記3(1)ソ(イ)で述べたとおり、第3区長は、令和4年3月14日午後4時15分頃、原告に対し、ひげを剃るよう繰り返し指示したにもかかわらず、原告は、「拒否します。」、「正当な理由をもって拒否します。」などと述べ、同指示に従わなかった。このため、本件センター職員は、原告が抗弁して反抗して、職員の職務の執行を妨げたと判断し、本件措置に及んだ。

この点、前記2(1)イで述べたとおり、受刑者は、刑事収容施設法58条に基づく身辺の清潔保持義務があり、刑事施設の長は、同法60条に基づき、受刑者に対し、ひげそりを義務付けることができると解される。しかるに、原告には、前記(ア)で述べたとおり、施行規則26条4項が定める、ひげそりを行わせない「相当」の理由が存しなかったことからすれば、本件センターは、原告にひげそりを行わせる必要があったものあり、そのため、第3区長は、原告に対し繰り返しひげを剃るよう指示したものと解される。

ところが、上記指示に対し、原告は本件拒否行為に及び、刑事施設の職員の職務の執行を妨げたものであり、第3区長らにおいて、そのままの状態では原告にひげそりを強制し、原告が抵抗して身体を動かすなどし

た場合、トリマーの刃により原告の身体等が傷付く危険性が大きいと考え、その危険性を回避するための必要最小限の措置として、職員H及び職員Iがそれぞれ原告の両腕を両手で制し、その状態のまま、職員Jが原告のひげそりを行ったことが認められる。

このような経緯に加え、職員H及び職員Iが原告のひげを剃るのに必要な範囲を超えて有形力を行使したと認めるに足りる事情は存しないことからすれば、本件措置は、当時の具体的状況に鑑み、原告にひげそりを行わせるために相当と認められる範囲の有形力の行使であったといえる。

したがって、本件措置は、刑事収容施設法77条が定める「必要な措置」として行われたものといえ、国賠法上違法とは認められない。

(ウ) 原告の主張に理由がないこと

a 原告の主張

原告は、ひげを剃らないことについて「正当な理由がある」ということを前提として、その旨を原告が指摘しているのに本件センター職員が合理的な説明をせず理由なくひげを剃るよう指示し、本件措置を行ったのだから原告の行為には違法性がなく、本件措置は刑事収容施設法77条1項の「職務の執行」に該当しない（原告準備書面(1)15ページ）し、原告は本件措置当時昼夜居室処遇であったから、適切な環境や安全かつ平穏な共同生活の維持を阻害したり、阻害するおそれはなかった（原告準備書面(1)16ページ）、同項の有形力の行使は飽くまでも他にとる手段が残されていない場合に行使し得るものであって、原告は医師の指示に従うと言っているのだからそうした手段がある以上、やむを得ないという状況でなかったのに行使した本件措置は刑事収容施設法77条1項の合理性を欠き違法であり、国賠法上違法であるなどと主張する（原告準備書面(1)16ページ及び17ペ

ージ、22ページ及び23ページ)。

b 被告の反論

そもそも、原告はひげを剃らないことについて「正当な理由がある」という誤った理解を前提として主張をしているが、本件措置当時、原告にはひげそりを拒絶できる正当な理由はなかったのであるから、本件措置が不合理なものではなく、合理的な説明をせず理由なくひげを剃るように求めたものとはいえない。

上記(イ)で述べたとおり、受刑者には、刑事収容施設法58条に基づく周辺の清潔保持義務があり、刑事施設の長は、同法60条に基づき、受刑者に対し、その意思に反してもひげそりを義務付けることができる。原告には、施行規則26条4項が定める、ひげそりを行わせない「相当」の理由が認められなかったのであるから、原告は、その意思に反しても、ひげそりの実施を受忍すべき状態にあったものである。

そして、上記(イ)で述べたとおり、本件センター職員は、ひげを剃るよう原告に対し何度も指示(刑事収容施設法74条3項)したにもかかわらず、原告がこれに従わなかったため、刑事施設の規律及び秩序の維持という要請から、刑事収容施設法77条1項の有形力の行使に至ったものであり、本件措置は、原告にひげそりを実施するための、合理的に必要と判断される限度を超えているとはいえない。

以上を総合すれば、本件措置は何ら合理的に必要と判断される限度を超えているとはいえず、原告の上記主張は理由がない。

なお、原告が引用する最高裁判所昭和41年4月14日第一小法廷判決は刑法95条に関するものであり、本件とは事案を異にするため、原告の上記主張の根拠たり得ない。

(I) 小括

以上のとおり、本件措置は国賠法上違法ではなく、原告の上記主張は理由がない。

(2) 本件懲罰について

ア 原告の主張

原告は、本件拒否行為は「正当な理由に基づいた行為であり、不当な方法による反抗には当たらず、遵守事項に反するものではない」（訴状6ページ）とした上で、本件懲罰は、刑事収容施設法150条1項の要件を欠いてなされたものであり、国賠法上違法であるなどと主張するようである（訴状8ページ、原告準備書面(1)12ページ、21及び22ページ参照）。

イ 原告の上記主張に理由がないこと

(7) どのような懲罰を科すかについては刑事施設の長の裁量に委ねられていること

懲罰は、前記2(4)ウで述べたとおり、刑事施設の規律及び秩序を維持するという目的、反則違反の態様、程度等を刑事施設の専門的、技術的観点から検討を加えた上、刑事施設の長によって科されるものであるから、何らかの遵守事項違反があった場合、それに対しどのような懲罰を科すべきかは、刑事施設の長の裁量に委ねられているものと解され、刑事施設の長が行った懲罰は、裁量権の範囲を逸脱又は濫用していない限り、国賠法上違法であるとの評価を受けないと解すべきである。

(イ) 本件拒否行為は遵守事項違反に当たり、刑事収容施設法150条1項の要件を満たすこと

本件センター長は、前記2(4)イで述べたとおり、刑事収容施設法74条1項に基づき本件センター被収容者遵守事項等を定めているところ、同遵守事項等第4の15(乙5)は、被収容者の遵守事項の一つとして、「職員に対し、抗弁、無視その他不当な方法で反抗してはならない。」と定めている。

原告は、前記(1)イ(ア)で述べたとおり、ひげそりを行わないことにつき「相当」な理由が存しないにもかかわらず、ひげを剃らずに伸ばし、不衛生になっていたところ、第3区長は、前記(1)イ(イ)で述べたとおり、令和4年3月14日午後4時15分頃、原告に対し、ひげを剃るよう繰り返し指示した。にもかかわらず、原告は、「拒否します。」、「正当な理由をもって拒否します。」などと述べ（本件拒否行為）、同指示に従わなかったのであるから、かかる原告の行為は、職員に対し抗弁して反抗したものと評価でき、上記遵守事項等第4の15に違反する行為に及んだことは明らかである。

したがって、本件拒否行為は遵守事項違反に当たり、刑事収容施設法150条1項の要件を満たす。

(ウ) 本件懲戒を行ったことについて、刑事収容施設法150条2項違反は認められず、本件センター長の裁量権の逸脱又は濫用は認められないこと

上記(イ)で述べたとおり、本件拒否行為は上記遵守事項等第4の15に違反し、刑事収容施設法150条1項の要件を満たすところ、本件センター長は、適法に開催された懲罰審査会の意見を踏まえた上で本件懲罰を科したものであり、同法150条2項違反は認められず、何らその裁量権の範囲を逸脱又は濫用した事実はないというべきである。

(I) この点に関する原告の主張は理由がないこと

a 原告の主張

原告は、刑事施設の長は、医師等の判断に従って医療上の措置を講じる義務があり、処遇上の理由が医師の医療的判断に基づいて行われる医療上の措置に優先してはならない（原告準備書面(1)1ページ、4ページ）と主張して、「原告が理髪の際」一定部分の理髪の免除を受けていたこと、治療のため外部医療機関に入院していた際は「理髪

及びひげそりの免除を受けていたことは、これを裏書きする」(原告準備書面(1)6ページ)などと主張し、本件措置当時、原告は昼夜居室内で処遇を受けていて、外部との接触が少ない環境にいたから、ひげそりの必要性が合理的限度で求められていることからすれば令和4年3月14日時点で原告がひげを剃る必要はなく(原告準備書面(1)6ページ及び7ページ)、「樹脂製のアタッチメント及びトリマーの貸与・使用を許可し、もしくは、ひげそりを免除するなどの措置を、原告に対して講じる法律上の義務がある」(原告準備書面(1)7ページ)、などと主張し、また、ひげそりに関して長野刑務所での処遇と対比して本件センターの処遇を論難するなどして(原告準備書面(1)8ページ)、本件懲罰は法律解釈を誤っており本件懲罰の過程には看過し難い過失があるとして、国賠法上違法であると主張する(原告準備書面(1)22ページ)。

b 被告の反論

しかしながら、本件訴訟の対象は、飽くまでも本件センターにおける原告に対する本件措置及び本件懲罰等の違法性の有無に関するものであるところ、既に述べたとおり、これらについては、その当時の本件センターにおける医療上の措置の状況及び医師の意見等を踏まえた本件センター長の合理的な裁量により判断されたものであり、上記(ウ)のとおり、本件懲罰に関しても、本件センター長の裁量権の範囲を逸脱又は濫用した事実はない。他方、原告が本件センターから長野刑務所へ移送された後に同刑務所で受けたひげそりに関する措置は、飽くまでも同刑務所における医師の診察等を踏まえた同刑務所長による判断であり、前提となる医療上の措置の状況等が本件措置とは異なるのであるから、それぞれの対応内容が異なるからといって、本件措置及び本件懲罰等の合理性が失われるものではないから、原告の上記主張

は理由がない。

また、原告は、当時の原告が昼夜居室処遇を受けていたことを述べるが、昼夜居室処遇を受けている受刑者についても、ひげそりを行う義務が免除される理由はない上、原告は、昼夜居室処遇を受けていたときも運動は複数名で実施されていて、受刑者相互に会話もしており必ずしも他の受刑者との接触を完全に遮断するものではなかったことからすると(乙33)、いずれにせよ、原告がひげそりを行わないことについての相当な理由とはならない。

さらに、原告が外部医療機関に入院治療中は、刑事施設外であること及び投薬の副作用によりひげそりを指示する必要がなかったという事情があるものの(甲1・11枚目及び12枚目並びに15枚目、乙18(調髪カード・実施日3.5.12の欄外記載))、本件センターでは原告の外部医療機関入院の前後を通して原告に対して調髪やひげそりの免除をした事実はなく、本件センターの医師が原告に対し金属アレルギーに係る所見及び指示を述べた事実がないことは既に前記3(1)で述べたとおりであるから、原告の上記主張も理由がない。

(オ) 小括

以上のとおり、本件懲罰は国賠法上違法ではないから、原告の上記主張は理由がない。

(3) 本件裁決について

ア 原告の主張

原告は、東京矯正管区長による本件裁決により「本来法律に基づいて正当な審査を受け保護されるべき利益を侵害された」(訴状8ページ)とし、本件裁決は国賠法上違法である旨主張するようである。

また、原告は、東京地裁「令和4年(行ウ)第504号事件判決書の判決理由の文理に照らせば「本件懲罰の取消しを求める訴えの利益は202

2年9月30日に消滅した」と解することができる。すなわち、少なくとも同日までは、その利益が存在していたことになる。」(原告準備書面(1)18ページ)として、刑事収容施設法161条2項が準用する行政不服審査法45条によれば、処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査を却下するのであるから「不服を申し立てる利益の存在ないし消滅の期間が明確に規定されている以上、本件裁決の却下判断の基準日が同期間に当たることを、同判断の検討で斟酌しなかったことは、要件の重大な見落としである」として、重大な事実誤認のもと行われた本件裁決には、その過程に看過し難い過失があり、国賠法上違法であると主張する(同23ページ、24ページ)。

イ 原告の上記主張には理由がないこと

(ア) 前記2(6)オで述べたとおり、刑事収容施設法150条1項による懲罰のうち、閉居罰などの期間の定めがあるものが執行の終了やその期間の満了により効果が完了したときは、同法161条で準用する行審法45条1項の規定に基づき却下の裁決をすることとなる。

これを本件懲罰についてみると、本件懲罰の執行は令和4年4月3日をもって既に終了しているのであって、同日以降においてその不服を申し立てる利益を欠くことは明らかであるから、同年5月11日に「本件懲罰の執行は既に終了しており、不服を申し立てる法律上の利益が存在しない不適法なもの」であるとして、本件審査の申請を却下する本件裁決をした東京矯正管区長の判断は、刑事収容施設法161条1項で準用する行審法45条1項に基づくものであり、何ら違法はない。

(イ) なお、仮に、原告が、本件懲罰の執行期間中である令和4年3月29日に本件審査の申請に係る申請書を提出したにもかかわらず、本件裁決がなされたのが本件懲罰の執行期間終了後の同年5月11日であること

をもって、本件審査を受ける利益を不当に侵害されたなどと主張する趣旨だと解したとしても、以下で述べるとおり、かかる主張は理由がない。

すなわち、そもそも、刑事収容施設法は、矯正管区の長が審査の申請を受けた場合、「できる限り90日以内に裁決するよう努めなければならない」旨規定するにとどまっており（同法161条1項）、例えば、懲罰がなされた場合に当該懲罰の執行期間中に裁決をしなければならない旨は定められていない。

本件では、審査の申請を受けてから90日以内に本件裁決がなされており、刑事収容施設法161条1項違反は存しない。

更に言えば、そもそも本件懲罰に係る閉居は、令和4年3月25日から同年4月3日までのわずか10日間という短期間であったところ、この間、前記3(2)で述べたとおり、東京矯正管区長が本件申請の申請書を受領したのが同年3月29日であり、本件センター長からの刑事収容施設法160条2項に基づく意見書の提出を受けたのが同月31日夕方であったこと（なお、同センター長は、本件拒否行為について、複数の証拠関係に基づき事実関係を認定する作業を行う必要があった（乙28参照））を踏まえれば、本件意見書提出から本件懲罰の執行が終了するまでに許された処理期間は、実質的に同年4月1日（金）のわずか1日しかなかったと認められる（なお、同月2日は土曜日、同月3日は日曜日である上、年度をまたぐ時期でもあった。）。

これらの事情に加えて、前記3(2)で述べたとおり、東京矯正管区長において、本件懲罰の執行停止を行う必要性を認めなかったことも踏まえれば、東京矯正管区長において、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と本件懲戒の執行期間中に本件裁決を行わなかったなどといえないことは明らかであり、本件裁決が国賠法上違法であるとの評価を受ける余地はない。

(ウ) また、東京地方裁判所令和4年（行ウ）第504号事件判決（令和4年12月21日判決）は、令和4年10月1日には新たな優遇区分が指定されているので、現時点において、本件懲罰を取り消しても優遇区分の指定に影響は及ばず、その他に懲罰の取消しによって回復すべき法律上の利益があるという事情はない旨判示しているところ、前記2の(7)のとおり、そもそも優遇措置は、刑事施設の長から与えられる恩恵的な措置であり、優遇区分の指定は、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものではないこと、また、審査の申請は懲罰の取消しを求めることはできるものの、優遇区分の指定の取消しは認めていないことからすれば、仮に本件審査の申請の時期が、新しい優遇区分が指定されていない時期にされたものであったとしても、本件審査の申請は、本件懲罰が終了した時点で、その取消しによって回復すべき法律上の利益はなくなるものであり、本件懲罰が終了したことから却下の裁決をした本件裁決に違法な点はない。よって、原告の上記主張は理由がない。

ウ 小括

したがって、本件裁決に国賠法上の違法性は認められず、原告の上記主張は理由がない。

第5 結語

以上のとおり、本件懲罰、本件措置及び本件裁決は、国賠法上違法ではないから、原告の主張にはいずれも理由がない。

したがって、原告の請求は速やかに棄却されるべきである。

以上